

奈良県後期高齢者医療広域連合

第2次広域計画

平成24年4月

奈良県後期高齢者医療広域連合

目次

- 1 広域計画の趣旨
- 2 現状と課題
- 3 広域計画の基本方針
- 4 広域計画の項目
- 5 広域連合及び関係市町村が処理する事務
- 6 広域計画の期間及び変更に関すること

1 広域計画の趣旨

奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合及び広域連合を組織する奈良県内のすべての市町村（以下「関係市町村」という。）が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に処理していくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき作成するものである。

第2次広域計画は、第1次計画期間の状況と課題を踏まえ、後期高齢者医療制度の運営に当たって、広域連合と関係市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項などについての基本的な指針を定めるものとする。

2 現状と課題

後期高齢者医療制度の発足当初は、制度の周知不足等により混乱を招き、被保険者をはじめとして多くの方々から制度に対する相談や意見が寄せられた。そのため、国、県、広域連合及び関係市町村が連携して説明会の実施や広報の充実を図り、制度への理解が得られるよう努めるとともに、制度施行後も保険料額の軽減対策等、順次制度の見直しが行われてきたところである。

しかしながら、後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解決する等のため、厚生労働省に設置された「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険を国民健康保険制度に一本化した上で75歳以上を国民健康保険と被用者保険に戻すこと等を柱とする新たな高齢者医療制度を創設する案が平成22年12月に示された。今後は、政府において社会保障・税一体改革の中で高齢者医療制度の見直しについても対応が図られていくものと見込まれる。

このような状況であるため、広域連合としては、後期高齢者医療制度が継続される間は、国の動向を注視しながら、引き続き適切な制度運営に努めるとともに、新制度に移行することとされた場合には、円滑に移行するための対応が求められる。

3 広域計画の基本方針

後期高齢者医療制度の運営にあたり、広域連合は、関係市町村との緊密な連携・協力を図り、被保険者の便益に配慮しながら、広域化の利点を生かし、計画的・安定的な事業運営に努める。

また、関係市町村は、被保険者の便益に配慮した窓口業務の運営や保険料徴収等の事務を適正に行い、広域連合の運営が適切かつ円滑に行われるよう努める。

なお、計画期間中に新制度に移行することとされた場合は、被保険者等に不安や混乱が生じることのないよう、新制度に関する情報を迅速かつ的確に収集するとともに、県や関係市町村と連携を図りながら、円滑に移行が行えるよう準備を行う。

4 広域計画の項目

広域計画は、奈良県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月奈良県指令市町村第1118号）第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 広域連合及び関係市町村が処理する後期高齢者医療制度に関する事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び変更に関すること。

5 広域連合及び関係市町村が処理する事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関して、次の事務を処理する。

- (1) 被保険者資格の管理に関すること

被保険者資格の管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を関係市町村において処理し、届出等の情報を広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理するとともに、被保険者証等の交付決定等を行う。

また、関係市町村は、被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。

なお、関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

- (2) 医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を関係市町村において処理し、申請等の情報を広域連合へ送付する。

広域連合は、申請等に対する給付決定等を行い、給付実績を一括管理する。

また、関係市町村は、証明書等の引渡し及び返還の受付等を行う。

なお、レセプトの点検及び保管は、広域連合において行う。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課に関しては、関係市町村の持つ課税情報等を活用して、広域連合において行う。

保険料の徴収及びその滞納整理並びに保険料に関する申請等の受付は、関係市町村において行う。

(4) 保健事業に関すること

保健事業に関しては、広域連合が関係市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努める。

(5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談等への対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行う。

また、後期高齢者医療制度の普及・啓発に関しては、各種広報媒体等を活用し、広域連合と関係市町村が協力して行う。

6 広域計画の期間及び変更に関すること

この第2次広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とするが、平成28年度以前に後期高齢者医療制度が廃止となり、新制度に移行した場合は、新制度移行までの期間とする。

なお、奈良県後期高齢者医療広域連合長が特に必要と認めたときは、随時改定を行う。